新旧対照表

IΒ		新		
工事設計施工指針(八千代市上下水道局)		工事設計加	工事設計施工指針(八千代市上下水道局)	
水道管路設計指針		水道管路設計指針		
目次		目次		
第I章	管路設計の基本方針	第I章	管路設計の基本方針	
1.1	基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1.1	基本事項・・・・・・・・・・・・・・・1	
1.2	付属設備・・・・・・・・・・・・・・・・・3	1.2	付属設備······34	
1.3	仮設配管・・・・・・・・・・・・・・・・・5	1.3	仮設配管·····56	
1.4	給水管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6	1.4	給水管·······67	
1.5	接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	1.5	接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78	
1.6	設計図面・・・・・・・・・・・・・・・・・7	1.6	設計図面・・・・・・・・・・・・・・・ 78	
1.7	数量計算・・・・・・・・・・・・・・・8	1.7	数量計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
参考資料	配水管の布設(占用)位置について・・・・・・・・・・10	参考資料	配水管の布設(占用)位置について・・・・・・・・・・・ 10 11	
第Ⅱ章	開発行為及び工事店申込に関する基本事項	第Ⅱ章	開発行為及び工事店申込に関する基本事項	
2.1	適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.1	適用基準・・・・・・・ 11 12	
2.2	配水管口径目安・・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.2	配水管口径目安・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11	
2.3	既設本管の移設及び改良・・・・・・・・・・・・・11	2.3	既設本管の移設及び改良・・・・・・・・・・・・・ 11 12	
2.4	既設管との連絡(開発区域との接続箇所)・・・・・・・・ 11	2.4	既設管との連絡 (開発区域との接続箇所)・・・・・・・・ 11 12	
2.5	配水本管の占用位置(造成地内)・・・・・・・・・・・ 11	2.5	配水本管の占用位置(造成地内)・・・・・・・・・・・ 11 12	
2.6	排泥装置の設置・・・・・・・・・・・・・・・・11	2.6	排泥装置の設置・・・・・・・・・・・ 11 12	
2.7	消火栓の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・12	2.7	消火栓の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 12	
2.8	断水接続に伴う措置・・・・・・・・・・・・・・12	2.8	断水接続に伴う措置・・・・・・・・・・・・・・・ 12 13	
2.9	埋戻し土・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12	2.9	埋戻し土・・・・・・・ 12 13	

新旧対照表

旧	新
(本文)	(本文)
第 I 章 管路設計の基本方針	第 I 章 管路設計の基本方針
1.1 基本事項	1.1 基本事項
1 管種	1 管種
2 管径	2 管径
3 設計水圧	3 設計水圧
4 占用位置	4 占用位置
5 土被り	5 土被り
6 掘削幅	6 掘削幅
	7 離隔
	(1)管が地下埋設物と近接又は交差する場合は、0.3m 以上の離隔をとらなければ
	ならない。
	(2) やむを得ない事情により、0.3m 以上の離隔を確保できない場合は、漏水補修
	材の施工に必要な離隔を最低限確保した上で、サンドエロージョン現象に対す
	る対策として耐摩板(ブタジエンゴムシート)を設置すること。
	(3)漏水補修材の施工に必要な離隔については,各口径の漏水補修材の製品厚さ
	に 5 cmを加えたものとする。
	(4)耐摩板の設置位置は水道管を露出させる場合は水道管に接するものとする。
	この際、巻付けは不要とする。水道管を露出させない場合は掘削穴内で最も水道
	管に近い位置とする。
	(5) 耐摩板は6mm厚の板状のものを使用し、最低限の大きさとして近接部の場合
	は水道管の外径以上とし、交差部の場合は交差部の投影面積以上とする。

新旧対照表

	IΒ	新
		水道管を露出させる場合 - 水道管を露出させない場合 - 耐摩板 6 mm厚 - (他企業管 を露出させない場合 - (他企業管 を認出させない場合 - (他企業管 を認定を認出させない場合 - (他企業管 を認定を認出させない場合 - (他企業管 を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を認定を
		(6) 耐摩板の性能については下表のとおりとする。 試験項目 単位 性能 試験方法 厚き m 6
附則	He /-	WALEN
平成 25 年 (2013 年) 4 月 平成 27 年 (2015 年) 3 月 令和 元 年 (2019 年) 6 月	施行 第 1 回改 第 2 回改正	附則 平成 25 年 (2013 年) 4 月 施行 平成 27 年 (2015 年) 3 月 第 1 回改 令和 元 年 (2019 年) 6 月 第 2 回改正